

議案第 66 号

平成 27 年度 亀山市 水道事業 会計 剰余金の 処分 及び 決算の 認定 について

平成 27 年度 亀山市 水道事業 会計 未処分 利益 剰余金 401,146,246 円のうち 103,365,845 円を 建設 改良 積立金 に 積み立て、131,873,181 円を 資本金 に 組み 入れ、 剰余を 繰り越すものとし、併せて 平成 27 年度 亀山市 水道事業 会計 決算 について、別紙のとおり 監査委員 の 意見を 付けて 認定に 付する。

平成 28 年 8 月 26 日 提出

亀山市長 櫻井 義之

別紙

平成 27 年度 亀山市 水道事業 会計 決算書 及び 決算 審査 意見書

提案理由

剰余金の 処分 について 地方 公営 企業法 第 32 条 第 2 項 の 規定 により 議会 の 議決 を 求め、 決算 について 同法 第 30 条 第 4 項 の 規定 により 議会 の 認定 を 求める。